

子ども・子育て会議について

1 設置根拠

「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。)第 77 条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

上越市子ども・子育て会議条例

資料 3 のとおり

2 役割

子ども・子育て支援法における所掌事項

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について(法第 31 条第 2 項)
- (2) 地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用定員の設定について(法第 43 条第 3 項)
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関し、意見する。(法第 61 条第 7 項)
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行う

3 平成 26 年度の主な審議事項
 施設（保育園）の利用定員の確認
 上越市子ども・子育て支援事業計画の策定

事業計画策定の経過

日時	会議等の名称	主な内容
平成 26 年 4 月	第 1 回子ども・子育て会議	・委員委嘱 ・子ども・子育て支援新制度及び事業計画について説明
平成 26 年 6 月	第 2 回子ども・子育て会議	・事業計画の骨子及びニーズ調査結果について説明 ・子ども未来応援プランの達成状況について評価
平成 26 年 7 月	第 3 回子ども・子育て会議	・事業計画構成案について審議
平成 26 年 8 月	第 4 回子ども・子育て会議	・事業計画における教育・保育等の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期について審議
平成 26 年 10 月	第 5 回子ども・子育て会議	・事業計画（素案）について審議
平成 26 年 11 月	第 6 回子ども・子育て会議	・事業計画（素案）における個別事業の内容について審議
平成 27 年 1 月～2 月	パブリックコメントの実施	・事業計画（案）の意見募集
平成 27 年 1 月	第 7 回子ども・子育て会議	・事業計画（案）における個別事業の目標等について審議
平成 27 年 2 月	第 8 回子ども・子育て会議	・事業計画（案）について審議 ・事業計画（案）における個別事業の目標等について審議
平成 27 年 3 月	計画策定	

4 平成 27 年度の主な審議事項
 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理
 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用定員の確認
 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議